

茂木洋平『アファーマティブ・アクション正当化の法理論の再構築』
目次

序章 問題の所在と本著の課題	3
Ⅰ 本著の目的	3
Ⅱ アファーマティブ・アクションへの関心	4
Ⅲ 合衆国の議論を参照する意義	7
Ⅳ 拙著『Affirmative Action正当化の法理論 ——アメリカ合衆国の判例と学説の検討を中心に』の誤り	9
1 差別の救済による正当化	9
2 将来の利益の達成(多様性の利益)によるAffirmative Actionの正当化	10
3 階層の考慮	12
4 拙著の視点	12
Ⅴ 本著の課題	14
1 日本の学説における合衆国のAffirmative Actionの誤解	14
2 アファーマティブ・アクションの憲法上の評価	16
3 日本における多様性の理論の受容	16
4 マイノリティの政治力	18
Ⅵ 本著の構成	20
第1章 マイノリティとAffirmative Action ——マイノリティの政治力と人種グループ間の緊張関係	22
Ⅰ 序	22
1 問題の所在	22
(1) マイノリティの位置づけ	22
(2) Affirmative Actionの受益者と負担者	23
(3) 本章の議論と日本のアファーマティブ・アクションとの関連	24
2 構成	27
Ⅱ Affirmative Actionをめぐるグループ間の緊張関係	28
1 人口構成の変化	28
2 マジョリティとマイノリティの争い	30
3 マジョリティによるマイノリティの排除(Lowell高校事件)	33
4 人種問題の複雑化	35
5 マイノリティ同士の争い	37
6 マイノリティ間の政治的争い(De Grandy判決)	40

7 否定派の裁判官によるグループ間の競争の使用	41
8 二分法によるAffirmative Actionの正当化	42
Ⅲ マイノリティの捉え方	43
1 Bakke判決	43
2 Fullilove判決	46
3 Croson判決	47
(1) マイノリティの位置づけ	47
(2) 社会的差別によるAffirmative Actionの正当化の否定	49
4 マイノリティの政治的影響力	51
5 対象者の判断方法	53
Ⅳ 合衆国最高裁によるAffirmative Actionの 対象者からのアジア系の排除の容認	54
Ⅴ モデルとなるマイノリティ	56
1 モデルとなるマイノリティの概念の登場	56
2 アジア系アメリカ人の一元的理解の浸透	57
3 不利な状況にあるアジア系のAffirmative Action対象者からの排除	58
4 一元的理解への批判	60
5 Affirmative Actionの反対者によるモデルとなるマイノリティの使用	61
(1) マイノリティの社会経済的成功の可能性	61
(2) 不利益を受けるマイノリティの存在	62
Ⅵ 判断形成機関への敬讓の危険	63
1 アジア系のAffirmative Actionへの包含に関する大学の判断	63
2 過少代表のアジア系の排除	65
3 敬讓型の厳格審査の危険	66
Ⅶ マジョリティによるアジア系の排除	68
1 上位の教育機関での成功を収めたマイノリティの排除	68
2 多様性の理論	69
3 合衆国最高裁で多様性に基づくAffirmative Actionが許容された背景	71
4 判断形成機関への裁判所による敬讓の危険	72
Ⅷ アジア系アメリカ人によるAffirmative Actionへの批判	74
1 社会的資源の獲得とAffirmative Actionへの反対	74
2 中国系によるAffirmative Action復活への反対	75
3 メリットシステムに基づく評価の要求	76
Ⅸ アジア系アメリカ人へのAffirmative Actionの必要性	78
1 成功を収めたマイノリティの苦境	78
2 マイノリティ全体への利益の強調	79
3 Affirmative Actionと否定的な行為	81

X	まとめ	81
第2章	Affirmative Actionの対象者	85
I	序	85
1	問題の所在	85
2	構成	86
II	対象者の判断をめぐる問題点	86
1	マイノリティ構成の多様化	86
2	統合された社会の構築	87
3	人種間の緊張関係	88
(1)	マイノリティとマジョリティの緊張関係	88
(2)	マイノリティ同士での緊張関係	89
III	司法審査基準	90
1	厳格審査の性質	90
2	敬譲型の厳格審査	91
3	敬譲の根拠	93
4	敬譲の危険 (Grutter 判決)	95
(1)	相当数の不明確さ	95
(2)	社会学的証拠への依拠	96
5	敬譲の危険 (Fisher 判決)	97
IV	差別の救済による正当化	98
1	差別の救済と Affirmative Action の対象者の判断	98
2	社会的差別の救済による正当化	99
3	社会的差別の救済による正当化への批判	101
4	マイノリティの政治力	104
V	多様性により生じる利益に基づく正当化	105
1	不利な状況にあるグループの排除	105
2	マイノリティ同士での争い	106
3	マジョリティによる多様性の使用	106
4	対象者の判断	106
5	相当数の必要性	107
6	相当数への批判	109
7	人口構成	111
8	大学の任務	113
9	政治的選好	115
10	使用者の判断への敬譲の可能性	117
VI	まとめ	119

第3章	Affirmative Actionとは何か	
	——マイノリティ同士の関係の視点からの考察	122
I	序	122
1	問題の所在	122
2	構成	124
II	人種問題の枠組の変化	124
1	人口構成の変化	124
2	マイノリティの構成の変化	126
III	マジョリティとマイノリティの枠組による人種問題の理解の問題点	127
IV	移民の流入による合衆国の流動化	129
1	マイノリティ同士での争いの助長	129
2	経済的利益の獲得をめぐる争い	129
V	マジョリティによるマイノリティの排除	131
1	高等教育機関における排除	131
(1)	ユダヤ系の排除	131
(2)	Affirmative Action の対象者からのアジア系の排除	131
(3)	Affirmative Action によるアジア系に対する不利益	132
2	中等教育機関における排除	134
VI	マイノリティ同士の争い	135
1	マジョリティとマイノリティの緊張関係	135
2	マイノリティ間の緊張関係	135
3	連帯の破壊	136
4	Affirmative Action への批判	137
VII	マイノリティ同士の連携の提唱	138
1	連携の必要性	138
2	連携の難しさ	140
VIII	まとめ	141
第4章	Affirmative Actionの意味	
	——Affirmative Action はどのように翻訳すべきか	143
I	序	143
1	問題の所在	143
2	構成	146
II	差別の救済のための Affirmative Action	147
1	救済の必要性	147

2	黒人に対する救済	148	(2)	Fullilove判決	187
3	マイノリティの多様化	149	(3)	Wygant判決	188
4	差別の発生防止	150	(4)	Sheet Metal Workers判決	189
Ⅲ	Affirmative Actionの性質の変化	152	(5)	Paradise判決	190
1	成功を収めたマイノリティのAffirmative Actionの対象者からの排除	152	3	パウエル裁判官の意見の使われ方	191
2	多様性の理論と差別の救済との関連	153	(1)	Croson判決	191
3	マジョリティによるマイノリティの排除	155	(2)	Adarand判決	192
4	不利な状況にあるマイノリティの排除	155	(3)	Grutter判決	193
5	スティグマ論	156	(a)	合衆国裁判所の下級審と州裁判所による多様性の評価	193
Ⅳ	統合のためのAffirmative Action	157	(b)	多様性の承認	194
1	分断の危険	157	4	パウエル裁判官の見解の性質	196
2	支持派の認識	159	(1)	肯定派と否定派からの参照	196
3	中間派や否定派の見解	159	(2)	マイノリティの捉え方	197
4	分断の防止と統合の促進	161	(3)	救済の対象となる差別の限定	198
Ⅴ	まとめ	163	(4)	両義性	199
第5章	合衆国最高裁判所裁判官によるAffirmative Actionの評価	165	Ⅴ	オコナ裁判官によるAffirmative Actionの憲法上の評価	199
Ⅰ	序	165	1	オコナ裁判官の判断の重要性	199
1	問題の所在	165	2	オコナ裁判官の厳格審査	200
2	構成	166	(1)	Croson判決	200
Ⅱ	否定派の裁判官(スカリア裁判とトマス裁判官)の見解	167	(2)	Adarand判決	202
1	厳格審査の適用とAffirmative Actionの正当化の限定	167	(3)	Grutter判決	203
2	カラーブラインドとの抵触への懸念	170	3	オコナ裁判官の見解	204
3	スティグマへの懸念	173	4	時間的制約	205
Ⅲ	中間派の裁判官の見解	174	Ⅵ	ケネディ裁判官によるAffirmative Actionの憲法上の評価	206
1	中間派の裁判官の性質	174	1	ケネディ裁判官の役割	206
2	中間派が合衆国最高裁判所に就任した背景	175	2	ケネディ裁判官の厳格審査	207
3	政治的批判への懸念	176	3	ケネディ裁判官の見解	208
Ⅳ	パウエル裁判官	178	Ⅶ	中間派の裁判官の判断	210
1	パウエル裁判官の人物像	178	Ⅷ	肯定派の裁判官の見解	212
2	Affirmative Actionの憲法適合性に関するパウエル裁判官の見解	180	1	否定派への反対	212
(1)	Bakke判決	180	2	懐疑主義への依拠	213
(a)	リベラルな見解と保守的な見解の包含	180	3	Affirmative Actionの効用と危険の認識	214
(b)	司法審査基準	181	4	中間派への妥協	214
(c)	社会的差別の救済によるAffirmative Actionの正当化の否定	183	Ⅸ	州憲法修正によるAffirmative Actionの禁止の合憲性	215
(d)	多様性の利益によるAAの正当化可能性の示唆	184	1	州民発案によるAffirmative Actionの禁止	215
(e)	先例としての価値	185	2	Schuette判決	217
(f)	Bakke判決の影響	186	(1)	ケネディ裁判官相対多数意見	217
			(a)	有権者によるAffirmative Action禁止の容認	217
			(b)	大学の判断への敬讓の否定	218
			(2)	ブライヤ裁判官同意意見	219

(3) ソトメイヨール裁判官反対意見	220
3 Affirmative Action 禁止の解除	222
X 分断の危険	222
1 マジョリティの敵意と分断の危険	222
2 マイノリティ同士での争い	225
3 人種的不均衡と分断	226
XI まとめ	228
第6章 アファーマティブ・アクションの憲法上の評価	232
I 序	232
1 問題の所在	232
2 構成	233
II アファーマティブ・アクションの評価	233
1 必要性の認識	233
2 慎重な態度	234
III 司法審査基準とアファーマティブ・アクションの許容性	236
IV 社会権規定とアファーマティブ・アクションの憲法上の許容性	239
1 平等保護条項への社会権の意義の読み込み	239
2 実質的平等の実現の根拠規定	240
3 社会的弱者の保護の認識	241
4 社会権の意味の変遷	242
V 偏見・固定観念・ステレオタイプ	242
VI 逆差別とアファーマティブ・アクション	243
1 アファーマティブ・アクションの差別的施策との共通性	243
2 時間的制約による逆差別の回避	245
3 自己実現の妨害	246
VII ステイグマ(劣等性の烙印)とアファーマティブ・アクション	247
1 自己実現の阻害	247
2 日本と合衆国との状況の違い	248
VIII 合衆国憲法における平等保護条項の解釈	250
1 カラーブラインド	250
2 否定派の見解	251
3 中間派の見解	252
4 支持派の見解	253
IX 司法審査基準と Affirmative Action	254

1 審査基準をめぐる争い	254
2 司法審査基準と Affirmative Action の憲法上の評価	255
(1) 否定派の裁判官の見解	255
(2) 支持派の裁判官の見解	255
(3) 中間派の裁判官の見解	256
3 支持派の裁判官の妥協	257
X 逆差別と Affirmative Action	258
1 マジョリティに対する負担	258
2 社会経済的地位の低いマジョリティの負担	259
3 カラーブラインドの理論との関係	261
4 個人としての評価	261
5 人種主義の影響	262
6 人種主義の是正の必要性	264
7 人種グループの競争と逆差別	265
(1) マイノリティの政治力	265
(2) 自己取引の危険	266
(3) マイノリティ同士の関係	268
XI ステイグマ(劣等性の烙印)と Affirmative Action	268
1 ステイグマ(劣等性の烙印)への懸念	268
2 Affirmative Action による能力主義の補完	269
3 ステイグマ(劣等性の烙印)の害悪の認識	271
4 自尊の侵害	272
5 個別の評価	273
6 資質の測定基準	273
7 劣等性を強める要因	275
XII 憲法上の権利としてのアファーマティブ・アクション	276
1 反従属原理の参照	276
2 マジョリティによる多様性の利用	278
3 不利な状況にあるマイノリティの排除	279
4 統合と分断の危険	279
5 マジョリティとマイノリティの緊張関係	281
6 マイノリティ同士の緊張関係	281
7 マイノリティの不満	282
XIII まとめ	283

第7章 アメリカ合衆国における多様性の価値の意味 ——人種的分断の防止と統合の促進の視点から	287
I 序	287

1	問題の所在	287
2	構成	288
II	人種的分断の危険と統合の必要性	289
1	支持派の認識	289
2	中間派の認識	291
3	否定派の認識	293
4	分断の危険の認識	295
III	人口構成の変化	295
1	黒人への救済としての Affirmative Action	295
2	黒人以外のマイノリティの包含の必要性	296
IV	多様性と差別の救済との関連	298
1	社会的差別の救済による Affirmative Action の正当化	298
2	救済の対象としての社会的差別の否定	299
3	社会的差別の救済と多様性との関連	300
	(1) 差別の救済との関連	300
	(2) 社会的差別の救済との関連	301
V	多様性を用いたマイノリティの包含と排除	302
1	多様性の理論の実情	302
2	多様性と社会的差別の救済との関連性への疑義	303
VI	まとめ	305

結章	Affirmative Action の理解の枠組の再構築と アフーマティブ・アクションの評価	307
I	Affirmative Action の理解の枠組の再構築	307
1	従来の Affirmative Action の理解の枠組	307
2	二分法による Affirmative Action の理解	308
3	統合策としての Affirmative Action	310
4	マイノリティの政治力	312
5	多様性による正当化	314
II	本著の意義	316
III	おわりに	318

あとがき	323
------	-----